

保険業務に対して課される税金の取扱い

IASB 客員研究員 (ASBJ 専門研究員) たけむら みつひろ
竹村 光広

1. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は 2010 年 7 月に保険契約に係る会計基準の公開草案 (ED) を公表した。この ED に対するコメントの中には、保険業務に対して課される税金の会計処理に係る懸念を表明するコメントが含まれていた。本稿では、この保険業務に対して課される税金の会計上の取扱いを考察する。なお、IASB は本件に関する議論を 2011 年の 9 月以降を行う予定であり、本稿執筆時点では未だ何の結論も出していない。よって、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の私見である。

2. 問題の所在

2010 年 7 月に IASB が公表した ED には、次のような規定が含まれていた。

B62 履行キャッシュ・フローの見積りに当たっては、法人所得税の支払及び受取は考慮しない。これらの支払及び受取は、IAS 第 12 号「法人所得税」に従って、別途、認識、測定及び表示される。

この提案に対して特定の税管轄地 (英国、豪州、カナダ及び南アフリカ) から、次のような

懸念が表明された。

- 保険業務に対して課される税金の中には実質的に保険契約者 (ポリシーホルダー) の所得に対して課される税金がある (ポリシーホルダー・タックス)。このようなポリシーホルダー・タックスは保険契約又は保険活動に直接関係するので履行キャッシュ・フローの見積りに含めるべきである。
- ポリシーホルダー・タックスに係るキャッシュ・フローは、保険契約が長期の契約であることからその時間価値が重要である。よって、これらのキャッシュ・フローは IAS 第 12 号又は米国会計基準 Topic 740 の規定いかににかかわらず現在価値に割り引かれるべきである。例えば、保険債務が現在価値に割り引かれる一方で、その保険債務を裏付ける資産の再評価によって生じた一時差異に係る繰延税金負債が現在価値に割り引かれなかったならば、保険債務の評価と繰延税金負債の評価に不整合が生じる。

2 番目の問題、すなわち繰延税金の現在価値への割引に関しては、保険契約だけではなくすべての取引に関して既に存在している問題である。よって、この問題は保険プロジェクトではなく、将来、法人所得税プロジェクトにおいて取り扱うことが適当と考える。一方で、1 番目の問題、すなわちポリシーホルダー・タック

スを履行キャッシュ・フローに含めるかどうかに関しては保険プロジェクト固有の問題であるので、保険プロジェクトで取り扱うことが適当であると考える。

3. 保険業務に係る税制

保険業務に対しては、他のビジネスと同様に、通常は株主に帰属する利益に対して法人所得税が課される。多くの税管轄地では、保険業務に係る課税所得は会計上の利益に対して一定の税務調整を加減算して計算される。

しかしながら、英国、豪州、カナダ及び南アフリカといった国では、保険業務に対しては株主の利益だけでなく保険契約者の利益に対しても法人所得税が課されているという主張がある。このような主張の背景として、これらの税管轄地では保険業務に対する法人税が保険業者の投資所得に対して課されているという事実がある。すなわち、保険業者の投資所得は最終的には株主と保険契約者に分配されるので、保険業者の投資所得に対して課されるということは、究極的には株主利益と保険契約者利益の両方に課税されると考えられているのである。これらの税管轄地では、株主に対する個人所得税率と保険契約者に対する個人所得税率が違うので、株主利益と保険契約者利益には別の税率が適用されることがしばしばである。よって、課税対象となる投資所得も株主帰属分と保険契約者帰属分に分けられて、別の税率が適用される。これら税管轄地の税制の概要は次のとおりである。

(a) 英国では、保険ビジネスは、I マイナス E ベーシスといわれる税制に基づき投資所得に対して課税される。株主に帰属する利益は国際財務報告基準 (IFRS) に従った会計上の利益に一定の調整を加えて計算され、通常の法人税率を適用して課税される。投資所得と

株主に帰属する利益の差額は保険契約者に帰属する利益とみなされ、低い税率で課税される。

(b) 豪州では、保険会社が保有するスーパーアニュエーション・ファンドはその他の資産と区分経理され、そのファンドから生じる所得は管理手数料を控除した後に低い税率で課税されるか、又は、課税が免除される。控除された管理手数料は、保険会社固有の所得として通常の法人税が課される。

(c) カナダでは、保険会社に対して、通常の法人所得税のほか投資所得に対する法人税が課される。通常の法人税が、会計上の利益に一定の税務調整を加減算して計算した課税所得に対して課されるのに対して、投資所得に対する法人税は保険会社の保険準備金の額に一定のイールドを乗じて計算した推定投資所得金額に対して課税される。この投資所得に対する法人税は、保険契約者に課税する“代わり”であると説明されているので、実務においては、IAS 第 12 号の適用範囲外であると考えられている。

(d) 南アフリカでは、税務上、保険会社は 3 つの保険契約者ファンドと 1 つの保険会社ファンドを別々に設定しなければならない。各ファンドの受益者が誰であるかによって、それぞれのファンドから生じる所得は異なる税率で課税されるか、又は、課税が免除される。

豪州を除いて、これらの税制は参加型の特徴を持つ保険契約だけではなく、非参加型の特徴を持つ保険契約にも適用される。

4. 論 点

前述したとおり、ED に対するコメント提出者は、ポリシーホルダー・タックスが履行キャッシュ・フローに含められないとしたならば、保

険契約に係る税金のキャッシュ・フローが現在価値に割引かれな一方、保険契約に係るその他のキャッシュ・フローが現在価値に割引かれることになることに懸念を表明している。しかしながら、税金債務の現在価値割引の問題はすでにIAS第12号に存在する問題であり、保険契約特有の問題ではない。

あるコメント提出者は、ポリシーホルダー・タックスが履行キャッシュ・フローに含められないとしたならば、保険契約債務が過少計上されることになると考えた。しかしながら、これは的を外れた指摘であると考え。なぜなら、保険契約が将来にキャッシュ・アウトフローよりも多くのキャッシュ・インフローを生み出すという一般的な状況においては、ポリシーホルダー・タックスを履行キャッシュ・フローに含めるかどうかによって、少なくとも当初認識時の負債金額には影響を与えないからである。それは、むしろ、当初認識時のマージンの金額に影響する。マージンは、当初認識後は時の経過とともに損益として認識される。

保険契約が将来にキャッシュ・インフローよりも多くのキャッシュ・アウトフローを生み出すという特殊な状況においては、ポリシーホルダー・タックスを履行キャッシュ・フローに含めるかどうかによって、当初認識時の負債金額が違って来るかもしれない。しかしながら、このような状況においてポリシーホルダー・タックスに係る追加負債を認識すべきであるとする見解もまた、的を外れであろう。なぜなら、当初認識時においては、ポリシーホルダー・タックスの課税対象となる所得が未だに財務報告上、認識されていないからである。

本件に係る本当の論点は会計上のミスマッチであると考え。もし、ポリシーホルダー・タックスが履行キャッシュ・フローに含められないとしたならば、含められた場合と比べて大きなマージンが当初認識され、そのマージンは

時の経過とともに損益に認識される。一方で、ポリシーホルダー・タックスは投資所得を収受したときに認識されるので、マージンの損益認識と税金費用の認識にタイミングのズレが生じるからである。

この問題は、また、参加型の特徴を持つ保険契約に関連してのみ存在する。なぜなら、非参加型保険契約の場合、投資所得がマージンとは別の所得源泉と考えられているからである。非参加型保険契約の場合、投資所得に対する税金は投資所得から支払われるのであって、マージンから支払われるのではないと考えられるので、上述したような会計上のミスマッチは生じないと考えられる。

参加型契約に関して、IASBは、保険契約債務の測定を関連する資産の測定と連動させることに暫定合意した。その結果、保険契約から生じる損益もまた、投資された保険料から生じる利得と連動することとなる。そうすると、投資した保険料から生じる利得に対する税金もまた、参加型契約に係る損益に反映させるべきではないかという疑問が生じる。

5. 考えられる会計処理と解決策

この会計上のミスマッチという問題に対しては、次のような解決策が考えられるのではないだろうか。

- (1) ポリシーホルダー・タックスを履行キャッシュ・フローに含めることで、ポリシーホルダー・タックスを損益認識しない(A案)。
- (2) ポリシーホルダー・タックスの認識をマージンが損益認識されるまで繰り延べる(B案)。
- (3) マージンの損益認識をポリシーホルダー・タックスが認識されるタイミングに合わせる(C案)。
- (4) EDの提案を変えない(D案)。

A案：ポリシーホルダー・タックスを履行キャッシュ・フローに含める

この案の支持者は、次の理由から、ポリシーホルダー・タックスを履行キャッシュ・フローに含めるべきであると考ええる。

- ポリシーホルダー・タックスは保険契約者に対して直接に賦課される。よって、ポリシーホルダー・タックスは保険契約又は契約活動に直接関係する費用である。
- ポリシーホルダー・タックスを履行キャッシュ・フローに含める処理は、現在実務で行われている会計処理と整合的である。すなわち、実務では、保険会社は、その他の関連する経費と同様に、ポリシーホルダー・タックスに係る引当金をファンド会計上、純資産から控除している。

もし、この案を採用した場合には、ポリシーホルダー・タックスが形式上、IAS 第12号に定める法人所得税の定義に当てはまることから、IAS 第12号に対して新しい例外規定を設けることとなる。

B案：ポリシーホルダー・タックスの認識をマージンが損益認識されるまで繰り延べる

この案を採用した場合には、ポリシーホルダー・タックスに係る費用は、関連するマージンが損益認識されるまで繰り延べられる。この案の支持者は、ポリシーホルダー・タックスが発生した場合、保険会社はこの税金費用を保険契約者に付け替えようとするので、その付け替えが済むまで税金費用の認識を繰り延べるべきであると考ええる。保険会社は、ポリシーホルダー・タックスをマージンに吸収させる形で付け替えを行うので、この税金資産はマージンの損益認識に合わせて時の経過とともに解消される。

なお、ここでいう税金資産とは、一時差異や繰越欠損金に対する繰延税金資産ではない。こ

れは、ポリシーホルダー・タックスに関連して発生する保険契約者に対する債権である。

C案：マージンの損益認識をポリシーホルダー・タックスが認識されるタイミングに合わせる

この案の支持者は、マージンを損益認識するパターンをポリシーホルダー・タックスが発生するタイミングを反映するように調整すべきであると考ええる。ポリシーホルダー・タックスが履行キャッシュ・フローに含まれていない場合、保険会社は保険契約者に追加のマージンを賦課することでポリシーホルダー・タックスに係る追加コストを回収しようとする。よって、この追加マージンは、ポリシーホルダー・タックスの発生に合わせて損益に認識されるべきであると考ええる。

この案を採用した場合には、マージンの一部が時の経過とともに損益認識され、別の一部が税金の発生に伴って損益認識されることとなる。

D案：EDの提案を変えない

この案の支持者は、次のような理由から、ポリシーホルダー・タックスをその他の税金と分けて取り扱う必要はないと考ええる。

- すべての法人所得税は基本的には個人所得税の前払である。それが株主の税金に対する前払であるか、保険契約者の税金に対する前払であるかの違いは、財務会計上の法人所得税の定義において決定的な要素ではない。
- 法人所得税の一般的な性質は、それが間接的な費用であることである。なぜなら、法人所得税は個々の取引に対して課されるものではなく、企業全体として課されるものだからである。法人所得税の特定の部分や特定の種類の法人所得税が個々の取引や個々の契約に関連する場合もあるが、そのような場合でも、他の部分や他の種類の法人所得税は個々の取引や個々の契約と関連しておらず、全体とし

て個々の取引や個々の契約との関係は間接的である。

- 経済的な観点からは、企業は法人所得税に係る費用を価格決定メカニズムを通じて顧客に転嫁している。これは、税金が株主に帰属するものであるか、それとも保険契約者に帰属するものであるかには関係がない。

これらの案の中でB案とC案については、会計上のミスマッチを解消するという観点からは有効ではあるが、マージンと税金の直接的な対応関係を解明してこれを会計処理に反映させることは、実務的には非常に難しいと考える。保険契約におけるマージンは主に保険会社が引き受けた保険リスクのレベルに基づいて決められるが、ポリシーホルダー・タックスは単純に保険契約者に付け替えるだけのパススルー・コストだからである。

すべての法人所得税は間接費用であるというD案の主張は的を得ていると思われる。また、すべての企業が法人所得税を価格決定メカニズムを通じて顧客に転嫁しているという考え方も説得的である。しかしながら、参加型保険契約に関する限りにおいては、投資された保険料から得られる利得に課される税金（すなわちポリシーホルダー・タックス）がより直接的に保険契約者に転嫁されているとも考えられる。ポリシーホルダー・タックスを履行キャッシュ・フローに含めるほうが、投資家の意思決定により有用な情報を提供でき、かつ、保険会社が負担した本当の税金金額を財務諸表に忠実に表現

できるかもしれない。

英国課税庁のウェブサイトには保険会社の税務申告に係るマニュアルが掲載されており、そのマニュアルにはポリシーホルダー・タックスの課税ベースに関して、保険会社の本当の所得ではなく、信託利益に準じるものであると説明されている。すなわち、保険会社を信託の受託者、保険契約者を信託の受益者になぞらえて、ポリシーホルダー・タックスは経済的にはファンド運用益の受益者である保険契約者に帰属するという考え方が紹介されている。英国課税庁の説明は課税上の方便かもしれないが、会計基準の設定に際しても検討に値する考え方ではないかと考える。すなわち、IAS第12号の適用に際して、税金が信託利益に課される場合には、そのような税金は法律上の納税義務者である受託者ではなく、経済的な納税義務者である受益者の費用として取り扱う。同様に保険契約が参加型の特徴を持つ契約である場合には、保険会社の機能が信託の受託者の機能に類似するので、ポリシーホルダー・タックスは、法律上の納税義務者である保険会社の費用ではなく、経済的な納税義務者である保険契約者の費用と考えるのである。

このような考え方は、A案を採用してIAS第12号に新たな例外規定を設ける場合には、この例外規定の理論的根拠となりうるし、また、D案を採用して基準自体を改めない場合でもIAS第12号の解釈において、一定のガイダンスを提供するのではないかと考える。